

牛久市

ふるさと納税



牛久市へのふるさと納税 に特産品を返礼します

牛久市では本年4月1日より、市に1万円以上のふるさと納税(ふるさと牛久応援寄附)をしていただいた方に対し、感謝の意を表し、また地域振興を目的として、牛久市の特産品の返礼をはじめました。

返礼する特産品は、米、スイカ、メロン、梨、りんご、トマト、かぼちゃ、ブルーベリーなどの農産物や味噌、お茶、落花生、豆菓子、かりんとう、焼酎、牛久ワイン、シャトービール、革財布、淡水真珠アクセサリなどです。市では、それら特産品の詰め合わせセットなどを含め、60品目の返礼品メニューを掲載した「牛久市返礼特産品カタログ」を作成しました。寄附をしていただいた方は、特産品カタログの中からお好みの品物を寄附金額に応じて最大5品までお選びいただけます。

※牛久市特産品カタログは牛久市役所ホームページをご覧ください。また、市役所・各生涯学習センター窓口など、市の公共施設にも設置しています。

ふるさと納税Q&A

Qふるさと納税って何？

A：税金を故郷に納税する制度と思われがちですが、実は地方自治体に対する寄附のことで、確定申告を行うことで寄附金控除が受けられ、寄附のうち2,000円を超える部分について、一定限度額まで原則として所得税、住民税から控除されることから、本来自分の納める住民税を「寄附」という形で他の地方自治体に移すのと同じこととなります。

Q2,000円を超える部分の寄附の税額控除に限度額があるの？

A：はい。個人住民税所得割の1割が控除の上限となっています(4月からは上限が2割に引き上げられます)。

※全額控除される寄附額の目安は総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html)でご確認ください。なお、早見表は市役所・各生涯学習センターなど、市の公共施設窓口にも設置しています。

Qふるさと納税できる「ふるさと」って生まれ故郷のこと？

A：いいえ。寄附ができる地方自治体は、生まれ故郷に限らず、自分の好きな自治体を選ぶことができます。例えば、旅行で訪れた先の自然環境に感動したので、そのまちの環境保全のために役立ててほしいから寄附をする、ということもできます。